

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小樽市長

公表日

令和7年8月7日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の内容	市内に所在する固定資産を所有するものに対し、地方税法の規定に基づき、固定資産を評価の上、固定資産税・都市計画税を賦課し、納税通知書を送付する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①所有者や納税義務者、納税管理人などの把握・確認、②納税通知書送付先の確認、③売買や死亡など所有者変動時における新所有者の把握・確認、④還付に際しての公金受取口座情報の利用
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者情報管理機能: 納税義務者や納税管理人などの住所・氏名などの情報を管理する。 ・資産情報管理機能: 所有固定資産の新築・取壊しや分・合筆、所有権移転などの情報を管理する。 ・固定資産税・都市計画税計算賦課機能: 毎年1月1日現在で所有している固定資産について、固定資産税・都市計画税を算出し、納税通知書を作成する。また、減免等の情報も併せて管理する。 ・固定資産に係る各種証明書等発行機能: 評価証明書など固定資産税・都市計画税に関する各種証明書を作成する。 ・各種統計業務作成機能: 固定資産税・都市計画税に係る各種統計資料を作成する。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[○] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[○] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[○] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[○] 税務システム</div> <div style="width: 50%;">[] その他 ()</div> </div>

3. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制度)及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 資産税課、納税課
②所属長の役職名	資産税課長、納税課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	現在、小樽市内に固定資産を保有する納税義務者及び納税通知書の送付先となる納税管理人並びに過去の納税義務者及び納税管理人の一部
その必要性	固定資産税・都市計画税の賦課を行うに当たり、所有者や納税義務者、納税管理人などの住所・氏名・所有資産などを正確に把握することが必要であるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報:所有者や納税義務者、納税管理人を正確に特定するために保有 ・5情報:所有者や納税義務者、納税管理人へ正確に納税通知書を送付するために保有 ・地方税情報:納税義務者に対し固定資産税・都市計画税を正確に賦課するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財政部 資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (生活環境部戸籍住民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村から入手) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電子申告により提出された申告書)								
③使用目的 ※	公平・正確な固定資産税・都市計画税賦課のため								
④使用の主体	使用部署	財政部資産税課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	I 賦課に関する業務 ・登記の異動情報や償却資産申告書などから当該資産の所有者(納税義務者)を特定する。 ・所有資産の登記情報などから、固定資産評価額を決定し、固定資産税・都市計画税を算出する。 ・毎年、1月1日の固定資産所有者に対し、固定資産税・都市計画税を賦課し、納税通知書を送付する。 II 各種証明書の発行に関する業務 ・賦課情報に基づき、固定資産に係る各種証明書を発行する。 III 納税義務者及び所有資産の管理 ・登記の異動情報や所有者からの届出などにより、所有資産の状況や所有者などの情報を修正、特定する。								
	情報の突合	住民票関係情報と突合して、納税義務者の特定、異動を把握する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	固定資産税システムの運用保守	
①委託内容	固定資産税システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社北海道支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先は、本業務の個人情報を取り扱う業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、個人情報を取り扱う業務の着手前に、書面により再委託する旨を申請し、その承認を得なければならない。
	⑥再委託事項	固定資産税システムの運用保守
委託事項2～5		

委託事項2		固定資産税システムの移行・運用
①委託内容		固定資産税システムの移行・運用
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 HBA
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p><クラウドサービス上での固定資産税システム運用環境の構築・運用> 「適切な委託先の選定」に関して以下を実施し、個人番号は扱わない旨の契約をするため「必要かつ適切な監督」は不要とする。 ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) ②対象となる事務処理システムをクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置するために、設置場所(クラウド)のセキュリティ対策を再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMILレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドセキュリティに関して「ISO/IEC 27017」又は「CSマーク・ゴールド」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムの導入実績(導入予定でも可)があること。</p> <p><固定資産税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用> 「適切な委託先の選定」に関して以下を実施し、個人番号は扱わない旨の契約をするため「必要かつ適切な監督」は不要とする。 ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) ②対象となる事務処理システムの開発環境をクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築することを再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMILレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、対象となる事務処理システムの開発環境におけるセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムについてDevOps(CI/CD)を取り入れた開発実績(開発予定でも可)があること。 ③クラウドサービス事業者が保有・管理する環境(AWS、Azure等)に当該保守環境を設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施することになるため、クラウドサービス事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証(クラウドサービスのための情報セキュリティ規格)の認証を取得していること ・ISO/IEC27018(クラウドサービス上で扱う個人情報を保護することを目的とした規格)の認証を取得していること(結合・総合テストのために仮名加工情報を扱う場合)。</p>
	⑥再委託事項	・ガバメントクラウド上での固定資産税システム運用環境の構築・運用 ・固定資産税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<小樽市における措置>

特定個人情報は外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。

サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。

<中間サーバー・プラットフォームにおける保管措置>

①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<中間サーバー・プラットフォームにおける消去措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。

②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。

さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。

③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

・固定資産税システムは、ガバメントクラウドのクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施するため、「⑤再委託の許諾方法」に記載のとおり「適切な委託先の選定」を行う。

・固定資産税関係ファイルは、固定資産税システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

・保管期間経過後は、固定資産税システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。

・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していることを確認する。

・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認する。

・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。

・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(authentication)、認可(authorization)、監査(audit)を行っている。

・不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<土地課税情報>

1. 個人番号、2. 物件番号、3. 所在地、4. 管轄、5. 異動年月日、6. 異動事由、7. 敷地番号、8. 使用収益日、9. 所有者宛名番号、10. 所有者世帯番号、11. 所有者世帯識別、12. 所有者漢字氏名、13. 所有者カナ氏名、14. 所有者生年月日、15. 所有者住所、16. 所有者性別、17. 所有者異動年月日、18. 所有者異動理由、19. 納税義務者世帯番号、20. 納税義務者世帯識別、21. 納税義務者漢字氏名、22. 納税義務者カナ氏名、23. 納税義務者生年月日、24. 納税義務者住所、25. 納税義務者性別、26. 納税義務者異動年月日、27. 納税義務者異動理由、28. 所有区分、29. 評価決定日、30. 評価異動理由、31. 評価パターン番号、32. 現況地目、33. 市街化区分、34. 農地区分、35. 農舎評価区分、36. 生産緑地区分、37. 画地番号、38. 非課税事由、39. 都市計画税(該当・非該当)、40. 現況地積(㎡)、41. 課税地積(㎡)、42. 小規模地積(㎡)、43. 一般地積(㎡)、44. 非住宅地積(㎡)、45. 非課税地積(㎡)、46. 類似土地、47. 用途変更宅地(該当・非該当)、48. 市街化農地開始年度、49. 農地最終課税標準額、50. 砂防地調書整理番号、51. 砂防地指定開始年度、52. 砂防地採用地積(㎡)、53. 砂防地地積割合、54. 評価替年度、55. 評価区分、56. 標準地/路線、57. 用途地区、58. 単価、59. 造成費単価、60. 評価額、61. 評価額単価、62. 計算基準年度(土地評価額明細情報)、63. 造成費区分(土地評価額明細情報)、64. 比準割合(土地評価額明細情報)、65. 評価額単価補正率(土地評価額明細情報)、66. 時点修正率(土地評価額明細情報)、67. 宅地化調整補正率(土地評価額明細情報)、68. 課税標準賦課年度、69. 固定課税標準額、70. 固定特例分課税標準額、71. 固定軽減税相当額、72. 固定減免税相当額、73. 都計課税標準額、74. 都計特例分課税標準額、75. 都計軽減税相当額、76. 都計減免税相当額、77. 用途変更区分小規模(該当・非該当)(土地課税標準額明細情報)、78. 用途変更区分一般(該当・非該当)(土地課税標準額明細情報)、79. 用途変更区分非住宅(該当・非該当)(土地課税標準額明細情報)、80. 固定減税相当額(土地課税標準額明細情報)、81. 固定明細区分(土地課税標準額明細情報)、82. 固定減額後明細課税標準額(土地課税標準額明細情報)、83. 固定前年明細課税標準額(土地課税標準額明細情報)、84. 固定上昇率(土地課税標準額明細情報)、85. 固定負担水準(土地課税標準額明細情報)、86. 固定負担調整(土地課税標準額明細情報)、87. 固定本則区分(土地課税標準額明細情報)、88. 固定本則額(土地課税標準額明細情報)、89. 固定減額1相当額(土地課税標準額明細情報)、90. 固定減額2相当額(土地課税標準額明細情報)、91. 都計減税相当額(土地課税標準額明細情報)、92. 都計明細区分(土地課税標準額明細情報)、93. 都計減額後明細課税標準額(土地課税標準額明細情報)、94. 都計前年明細課税標準額(土地課税標準額明細情報)、95. 都計前年減額後明細課税標準額(土地課税標準額明細情報)、96. 都計上昇率(土地課税標準額明細情報)、97. 都計負担水準(土地課税標準額明細情報)、98. 都計負担調整(土地課税標準額明細情報)、99. 都計本則区分(土地課税標準額明細情報)、100. 都計本則額(土地課税標準額明細情報)、101. 都計減額1相当額(土地課税標準額明細情報)、102. 都計減額2相当額(土地課税標準額明細情報)、103. 特例区分、104. 特例区分適用年度、105. 特例区分対象地積(㎡)、106. 特例区分特例率、107. 軽減区分、108. 軽減区分適用年度、109. 軽減区分対象地積(㎡)、110. 軽減区分軽減率、111. 減免区分、112. 減免区分適用年度、113. 減免区分対象地積(㎡)、114. 減免区分減免率、115. 共有者選択区分、116. 義務者共有区分、117. 連番(共有情報)、118. 構成員氏名(共有情報)、119. 構成員住所(共有情報)、120. 共有区分(共有情報)、121. 割合(分子)(共有情報)、122. 割合(分母)(共有情報)、123. 宛名番号(共有情報)、124. 登記異動日、125. 登記異動理由、126. 名義人氏名(登記情報)、127. 名義人住所(登記情報)、128. 登記地目(登記情報)、129. 登記地積(登記情報)(㎡)、130. 保有税区分、131. 保有税猶予・免除区分、132. 保有税取得年月日、133. 国土調査調査地積(㎡)、134. 国土調査完了区分、135. 国土調査調査年月日、136. 国土調査下水道区分、137. 農振区分、138. 鉄道沿線、139. 備考、140. 付箋情報

〈別添1〉特定個人情報ファイル記録項目

〈家屋課税情報〉

1. 個人番号、2. 物件番号、3. 所在地、4. 管轄、5. 異動年月日、6. 異動事由、7. 増築区分、8. 母屋番号、9. 所有者宛名番号、10. 所有者世帯番号、11. 所有者世帯識別、12. 所有者漢字氏名、13. 所有者カナ氏名、14. 所有者生年月日、15. 所有者住所、16. 所有者性別、17. 所有者異動年月日、18. 所有者異動理由、19. 納税義務者宛名番号、20. 納税義務者世帯番号、21. 納税義務者世帯識別、22. 納税義務者漢字氏名、23. 納税義務者カナ氏名、24. 納税義務者生年月日、25. 納税義務者住所、26. 納税義務者性別、27. 納税義務者異動年月日、28. 納税義務者異動理由、29. 所有区分、30. 評価決定日、31. 評価異動理由、32. 評価パターン番号、33. 建築年月日、34. 評価年、35. 建築区分、36. 減失年、37. 用途区分、38. 種類区分、39. 構造区分、40. 鉄骨区分、41. 工法区分、42. 屋根区分、43. 地上階層、44. 地下階層、45. 床面積(㎡)、46. 1階床面積(㎡)、47. 1階以外床面積(㎡)、48. 市街化区分、49. 非課税事由、50. 都市計画税(該当・非該当)、51. 賦課年度、52. 評価替年度、53. ㎡当り再建築費評点数、54. 経年減点補正率、55. 一点単価、56. 決定価格、57. 固定課税標準額、58. 固定特例分課税標準額、59. 固定軽減税相当額、60. 固定減免税相当額、61. 都計課税標準額、62. 都計特例分課税標準額、63. 都計軽減税相当額、64. 都計減免税相当額、65. 再建築費評点数(家屋評価額明細情報)、66. 経過年数(家屋評価額明細情報)、67. 変更フラグ、68. 表番号(家屋評価額明細情報)、69. 列番号(家屋評価額明細情報)、70. 変更経過年数(家屋評価額明細情報)、71. 積雪寒冷補正率(家屋評価額明細情報)、72. 損耗補正率(家屋評価額明細情報)、73. 需給補正率(家屋評価額明細情報)、74. 理論評価額(家屋評価額明細情報)、75. 在来家屋の旧評価額(家屋評価額明細情報)、76. 特例区分、77. 特例区分適用年度、78. 特例区分対象床面積(㎡)、79. 特例区分特例率、80. 軽減区分、81. 軽減区分適用年度、82. 軽減区分対象床面積(㎡)、83. 軽減区分軽減率、84. 軽減区分軽減外区分、85. 軽減区分2(併用分)、86. 軽減区分2適用年度(併用分)、87. 軽減区分2対象床面積(併用分)、88. 軽減区分2軽減率(併用分)、89. 軽減区分2計算区分(併用分)、90. 軽減区分3(併用分)、91. 軽減区分3適用年度(併用分)、92. 軽減区分3対象床面積(併用分)、93. 軽減区分3軽減率(併用分)、94. 軽減区分3計算区分(併用分)、95. 減免区分、96. 減免区分適用年度、97. 減免区分対象床面積(㎡)、98. 減免区分減免率、99. 共有者選択区分、100. 義務者共有区分(共有者)、101. 棟全体床面積(共有者)(㎡)、102. 棟全体専有部分床面積(共有者)(㎡)、103. 棟全体共用部分床面積(共有者)(㎡)、104. 連番(共有者)、105. 構成員氏名(共有者)、106. 構成員住所(共有情報)、107. 共有区分(共有者)、108. 割合(分子)(共有者)、109. 割合(分母)(共有者)、110. 宛名番号(共有者)、111. 部屋番号(共有者)、112. 新築軽減対象床面積(共有者)(㎡)、113. 専有部分床面積(共有者)(㎡)、114. 共有部分床面積(共有者)(㎡)、115. 備考(共有者)、116. 登記異動日(登記情報)、117. 登記異動理由(登記情報)、118. 家屋番号(登記情報)、119. 名義人氏名(登記情報)、120. 名義人住所(登記情報)、121. 建築年月日(登記情報)、122. 減失年(登記情報)、123. 種類区分(登記情報)、124. 構造区分(登記情報)、125. 屋根区分(登記情報)、126. 地上階層(登記情報)、127. 地下階層(登記情報)、128. 床面積(登記情報)、129. 1階床面積(登記情報)(㎡)、130. 1階以外床面積(登記情報)(㎡)、131. 住宅個数(概要調書)、132. 住宅部分床面積(概要調書)(㎡)、133. 一部減失分床面積(概要調書)(㎡)、134. 一部減失分評価額(概要調書)、135. 棟数加算区分(概要調書)、136. 貸家区分(概要調書)、137. 改築年(概要調書)、138. 改築による変動価格(概要調書)、139. 変動分集計年度(概要調書)、140. 変動分修正区分(概要調書)、141. 棟番号(備考)、142. 図面番号(備考)、143. 調査番号(備考)、144. 備考、145. 付箋情報

〈別添1〉特定個人情報ファイル記録項目

〈償却資産課税情報〉

1. 個人番号、2. 賦課年度、3. 履歴情報、4. 申告受付日、5. 申告区分、6. 異動事由、7. 異動理由、8. 管理方法、9. 申告書発送不要フラグ、10. 所有者宛名番号、11. 所有者世帯番号、12. 所有者世帯識別、13. 所有者漢字氏名、14. 所有者カナ氏名、15. 所有者生年月日、16. 所有者住所、17. 所有者性別、18. 義務者宛名番号、19. 義務者世帯番号、20. 義務者世帯識別、21. 義務者漢字氏名、22. 義務者カナ氏名、23. 義務者生年月日、24. 義務者住所、25. 義務者性別、26. 管轄、27. 構築物前年前取得価額、28. 機械及び装置前年前取得価額、29. 船舶前年前取得価額、30. 航空機前年前取得価額、31. 車両及び運搬具前年前取得価額、32. 工具、器具及び備品前年前取得価額、33. 合計前年前取得価額、34. 構築物前年中減少取得価額、35. 機械及び装置前年中減少取得価額、36. 船舶前年中減少取得価額、37. 航空機前年中減少取得価額、38. 車両及び運搬具前年中減少取得価額、39. 工具、器具及び備品前年中減少取得価額、40. 合計前年中減少取得価額、41. 構築物前年中増加取得価額、42. 機械及び装置前年中増加取得価額、43. 船舶前年中増加取得価額、44. 航空機前年中増加取得価額、45. 車両及び運搬具前年中増加取得価額、46. 工具、器具及び備品前年中増加取得価額、47. 合計前年中増加取得価額、48. 構築物種類別合計取得価額、49. 機械及び装置種類別合計取得価額、50. 船舶種類別合計取得価額、51. 航空機種類別合計取得価額、52. 車両及び運搬具種類別合計取得価額、53. 工具、器具及び備品種類別合計取得価額、54. 合計種類別合計取得価額、55. 構築物理論帳簿価額、56. 構築物評価額、57. 構築物決定価格、58. 構築物課税標準額、59. 機械及び装置理論帳簿価額、60. 機械及び装置評価額、61. 機械及び装置決定価格、62. 機械及び装置課税標準額、63. 船舶理論帳簿価額、64. 船舶評価額、65. 船舶決定価格、66. 船舶課税標準額、67. 航空機理論帳簿価額、68. 航空機評価額、69. 航空機決定価格、70. 航空機課税標準額、71. 車両及び運搬具理論帳簿価額、72. 車両及び運搬具評価額、73. 車両及び運搬具決定価格、74. 車両及び運搬具課税標準額、75. 工具、器具及び備品理論帳簿価額、76. 工具、器具及び備品評価額、77. 工具、器具及び備品決定価格、78. 工具、器具及び備品課税標準額、79. 合計理論帳簿価額、80. 合計評価額、81. 合計決定価格、82. 合計課税標準額、83. 価格決定区分、84. 大臣配分決定価格、85. 大臣配分課税標準額、86. 知事配分決定価格、87. 知事配分課税標準額、88. 総合理論帳簿価額、89. 総合評価額、90. 総合決定価格、91. 総合課税標準額、92. 資産種類(明細資産)、93. 種類(明細資産)、94. 資産数量(明細資産)、95. 資産名称等(明細資産)、96. 帳簿価額(明細資産)、97. 特例区分(明細資産)、98. 細目異動事由(明細資産)、99. 増減区分(明細資産)、100. 非課税区分(明細資産)、101. 申告年度(明細資産)、102. 例外適用(明細資産)、103. 細目異動年月日(細目詳細)、104. 細目異動事由(細目詳細)、105. 資産の名称等(細目詳細)、106. 取得年月(細目詳細)、107. 増加減少区分(細目詳細)、108. 前年前取得数量(細目詳細)、109. 前年前取得価額(細目詳細)、110. 前年中減少数量(細目詳細)、111. 前年中減少価額(細目詳細)、112. 前年中取得数量(細目詳細)、113. 前年中取得価額(細目詳細)、114. 取得数量(細目詳細)、115. 取得価額(細目詳細)、116. 耐用年数(細目詳細)、117. 中古区分(細目詳細)、118. 課税標準の特例(細目詳細)、119. 例外適用区分(細目詳細)、120. 非課税区分(細目詳細)、121. 帳簿価額(本年度 細目詳細)、122. 帳簿価額(前年度 細目詳細)、123. 帳簿価額(一年目残存率 細目詳細)、124. 帳簿価額(二年目以降残存率 細目詳細)、125. 評価額(本年度 細目詳細)、126. 評価額(前年度 細目詳細)、127. 評価額(一年目残存率 細目詳細)、128. 評価額(二年目以降残存率 細目詳細)、129. 特例率(細目詳細)、130. 年度(耐用年数改正情報)、131. 耐用年数(耐用年数改正情報)、132. 評価額残存率(耐用年数改正情報)、133. 構築物全資産資産数、134. 構築物特例資産課税標準額、135. 構築物特例資産資産数、136. 構築物非課税資産決定価格、137. 構築物非課税資産資産数、138. 機械及び装置全資産資産数、139. 機械及び装置特例資産課税標準額、140. 機械及び装置特例資産資産数、141. 機械及び装置非課税資産決定価格、142. 機械及び装置非課税資産資産数、143. 船舶全資産資産数、144. 船舶特例資産課税標準額、145. 船舶特例資産資産数、146. 船舶非課税資産決定価格、147. 船舶非課税資産資産数、148. 航空機全資産資産数、149. 航空機特例資産課税標準額、150. 航空機特例資産資産数、151. 航空機非課税資産決定価格、152. 航空機非課税資産資産数、153. 車両及び運搬具全資産資産数、154. 車両及び運搬具特例資産課税標準額、155. 車両及び運搬具特例資産資産数、156. 車両及び運搬具非課税資産決定価格、157. 車両及び運搬具非課税資産資産数、158. 工具、器具及び備品全資産資産数、159. 工具、器具及び備品特例資産課税標準額、160. 工具、器具及び備品特例資産資産数、161. 工具、器具及び備品非課税資産決定価格、162. 工具、器具及び備品非課税資産資産数、163. 合計全資産資産数、164. 合計特例資産課税標準額、165. 合計特例資産数、166. 合計非課税資産決定価格、167. 合計非課税資産資産数、168. 大臣配分特例資産課税標準額、169. 知事配分特例資産課税標準額、170. 総合計全資産資産数、171. 総合計特例資産課税標準額、172. 総合計特例資産資産数、173. 総合計非課税資産決定価格、174. 総合計非課税資産資産数、175. 短縮耐用年数の承認、176. 増加償却の届出、177. 非課税該当資産、178. 課税標準額の特例、179. 特別償却又は圧縮記帳、180. 税務会計上の償却方法、181. 青色申告、182. 事業所等資産の所在地、183. eLTX用納税者ID、184. eLTX用申告区分、185. eLTX用受付番号、186. 備考、187. 付箋情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面による申告などから入手する場合には、身分証明書の提示を求めるなど本人確認を行い、申告者などが納税義務者等以外の情報を誤って記載することのないよう、チェック及び注意喚起を行う。 ・市内又は他市町村から情報を入手する際は、納税義務者等以外の情報を入手しないよう、上司の許可を得た上で実施し、担当者として上司によるダブルチェックを行う。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	固定資産税システムからは、固定資産の所有者のファイルデータにのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスが出来ないよう、アクセス制御が行われている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	・固定資産税システムにアクセスできる者を限定し、ID及びパスワード認証により制限されている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードを定期的に変更している。 ・ログイン情報を記録し、操作者の特定を可能としている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>(移行作業時に関する措置)</p> <p>特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の遵守について規定 ・特定の従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないよう規定 ・個人情報にかかる秘密の保持、収集の制限、安全確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、資料等の返還、従事者への研修、事故報告、取扱記録の作成、運搬方法について規定
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可の無い再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び小樽市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法第19条第17号に基づく主務省令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。</p> <p><不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> <p><その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入する。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施する。 <移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 <ガバメントクラウドにおける措置> (物理的安全管理措置) ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 (技術的安全管理措置) ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><業務システムの運用における措置></p> <p>個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。また、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p><移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<小樽市における措置> ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を推奨するとともに、各種情報の積極的な収集を啓発している。 ②違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒処分の対象となり得る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ③政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ④中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
②請求方法	個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-6②所属長	資産税課長 梅津政則	資産税課長 奥山 充	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
平成29年5月31日	I-6②所属長	資産税課長 奥山 充	資産税課長 森 洋一	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
平成29年12月1日	I-2システム2②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ・既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ・情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 	事後	精査による。
平成29年12月1日	I-2システム2②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ・セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。 ・職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ・システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能 11. 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能 12. お知らせ機能 お知らせ情報提供対象へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能 	事後	精査による。
平成29年12月1日	I-2システム4	(記載なし)	<ol style="list-style-type: none"> ①電子申告システム(eltax) ②申告データの審査と管理 ・償却資産申告データの連携 	事後	精査による。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-4 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令上の根拠明示
平成29年12月1日	I-5②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26,27,28の項	〈情報照会〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	精査による修正及び法令上の根拠明示
平成29年12月1日	II-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(4)件	[○]提供を行っている(1)件	事後	精査による修正
平成29年12月1日	II-5 提供先1~4	提供先1(略) 提供先2(略) 提供先3(略) 提供先4 ①番号法第19条第8号 ②から⑦(略)	提供先1から提供先3までを削除し、提供先4を提供先1とする。 提供先1 ①番号法第19条第9号 ②から⑦(略)	事後	精査による修正及び法令の改正に伴う変更
平成29年12月1日	II-6 保管場所	〈小樽市における措置〉 入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。	〈小樽市における措置〉 特定個人情報は外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。 サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。	事後	ネットワークのセキュリティ強化に伴う認証方法等の変更
平成29年12月1日	III-6リスク1 リスクに対する措置の内容	第19条第14号	第19条第15号	事後	法令の改正に伴う変更
平成29年12月1日	III-10	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-2システム3②システムの機能	4. 中間サーバーとの連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等	4. 中間サーバーとの連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-6②所属長の役職	資産税課長 森 洋一	資産税課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
平成31年3月15日	III-6リスク1 リスクに対する措置の内容	第19条第15号	第19条第16号	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	V-1①実施日	平成27年1月15日	令和2年1月31日	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年11月4日	I-5②法令上の根拠	〈情報照会〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令改正による。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月4日	II-5提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	III-6リスク1 リスクに対する措置の内容	〔※2〕番号法別表第2及び第19条第10号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化し、利用する固定資産を所有する事業者に対し、地方税法の規定に基づき、固定資産を評価の上、固定資産税・都市計画税を賦課し、納税通知書を送付する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用し	〔※2〕番号法別表第2及び第19条第10号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化し、利用する固定資産を所有する事業者に対し、地方税法の規定に基づき、固定資産を評価の上、固定資産税・都市計画税を賦課し、納税通知書を送付する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用し	事後	法令改正による。
	I-1②事務の内容			事前	公金受取口座情報を利用するため。
	I-6①部署	財政部 資産税課	財政部 資産税課、財政部 納税課	事前	公金受取口座情報を利用するため。
	I-6②所属長の役職名	資産税課長	資産税課長、納税課長	事前	公金受取口座情報を利用するため。
令和7年3月31日	I-4法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正による。
令和7年3月31日	I-5②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制度)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制度)及び別表第24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正による。
令和7年3月31日	II-4委託の有無	1件	2件	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	II-4委託事項2	(記載なし)	固定資産税システムの移行・運用	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	II-4委託事項2①委託内容	(記載なし)	固定資産税システムの移行・運用	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	II-4委託事項2②委託先における取扱者数	(記載なし)	10人以上50人未満	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	II-4委託事項2③委託先名	(記載なし)	株式会社 HBA	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	II-4委託事項2④再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	II-4委託事項2⑤再委託の許諾方法 修正①	(記載なし)	<p><ガバメントクラウド上での固定資産税システム運用環境の構築・運用> 「適切な委託先の選定」に関して以下を実施し、個人番号は扱わない旨の契約をするため「必要かつ適切な監督」は不要とする。 ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 ②対象となる事務処理システムをクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置するために、設置場所(クラウド)のセキュリティ対策を再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMILレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドセキュリティに関して「ISO/IEC 27017」又は「CSマーク・ゴールド」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。</p>	事前	業務委託追加による

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	II-4委託事項2⑤再委託の許諾方法 修正②	修正①のとおり	<p>・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。</p> <p>・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムの導入実績(導入予定でも可)があること。</p> <p><固定資産税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用> 「適切な委託先の選定」に関して以下を実施し、個人番号は扱わない旨の契約をするため「必要かつ適切な監督」は不要とする。 ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) ②対象となる事務処理システムの開発環境をクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築することを再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMILレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。</p>	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	II-4委託事項2⑤再委託の許諾方法 修正③	修正①のとおり	<p>・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。</p> <p>・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、対象となる事務処理システムの開発環境におけるセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。</p> <p>・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムについてDevOps(CI/CD)を取り入れた開発実績(開発予定でも可)があること。</p> <p>③クラウドサービス事業者が保有・管理する環境(AWS、Azure等)に当該保守環境を設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施することになるため、クラウドサービス事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証(クラウドサービスのための情報セキュリティ規格)の認証を取得していること ・ISO/IEC27018(クラウドサービス上で扱う個人情報保護することを目的とした規格)の認証を取得していること(結合・総合テストのために仮名加工情報を扱う場合)。</p>	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	II-4委託事項2⑥再委託事項	(記載なし)	<p>・ガバメントクラウド上での固定資産税システム運用環境の構築・運用 ・固定資産税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用</p>	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	II-5提供先1⑥提供方法	[○]紙	[○]その他 (国税連携システム)	事後	精査による修正

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	II-6保管場所 修正①	<p><小樽市における措置> 特定個人情報は外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。 サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける保管措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける消去措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><小樽市における措置> 特定個人情報は外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。 サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける保管措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける消去措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	II-6保管場所 修正②	修正①のとおり	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ・固定資産税システムは、ガバメントクラウドのクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施するため、「⑤再委託の許諾方法」に記載のとおり「適切な委託先の選定」を行う。 ・固定資産税関係ファイルは、固定資産税システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・保管期間経過後は、固定資産税システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していることを確認する。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認する。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(authentication)、認可(authorization)、監査(audit)を行っている。 ・不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。</p>	事前	業務委託追加による

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 修正①		<p>(移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御する。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</p>	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 修正②	修正①のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。 	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	Ⅲ-7 その他の措置の内容 修正①	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入する。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入する。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施する。 <p><移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 <ガバメントクラウドにおける措置> (物理的安全管理措置) ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	業務委託追加による

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅲ-7 その他の措置の内容 修正②	修正①のとおり	<p>(技術的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 修正①	<p><業務システムの運用における措置> 個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p><業務システムの運用における措置> 個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><移行作業に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p>	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 修正②	修正①のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置> ・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	業務委託追加による

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅲ-10その他のリスク対策 修正①	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	業務委託追加による
令和7年3月31日	Ⅲ-10その他のリスク対策 修正②	修正①のとおり	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	業務委託追加による
令和7年8月7日	Ⅱ-2基本情報④記録される項目、主な記録項目	[○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	[○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	法令改正による
令和7年8月7日	Ⅱ-2基本情報④記録される項目、主な記録項目、その妥当性	<p>・個人番号及びその他識別情報:所有者や納税義務者、納税管理人を正確に特定するために保有</p> <p>・4情報:所有者や納税義務者、納税管理人へ正確に納税通知書を送付するために保有</p> <p>・地方税情報:納税義務者に対し固定資産税・都市計画税を正確に賦課するために保有</p>	<p>・個人番号及びその他識別情報:所有者や納税義務者、納税管理人を正確に特定するために保有</p> <p>・5情報:所有者や納税義務者、納税管理人へ正確に納税通知書を送付するために保有</p> <p>・地方税情報:納税義務者に対し固定資産税・都市計画税を正確に賦課するために保有</p>	事後	法令改正による
令和7年8月7日	Ⅱ-6保管場所 修正①	<p><小樽市における措置></p> <p>特定個人情報(外部のデータセンター)に設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける保管措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><小樽市における措置></p> <p>特定個人情報(外部のデータセンター)に設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける保管措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</p> <p>・日本国内でデータを保管している。</p> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	中間サーバー・プラットフォームのシステム更新による

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月7日	II-6 保管場所 修正②	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける消去措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> (略)</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける消去措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> (略)</p>	事後	中間サーバー・プラットフォームのシステム更新による
令和7年8月7日	III-6 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク、リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①(略) ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①(略) ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第17号に基づく主務省令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	法令改正による
令和7年8月7日	III-6 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (略) <不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略) ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (略) <その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (略) <その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略) ③(略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p><不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (略) <不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略) ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (略) <その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (略) <その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略) ③(略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	中間サーバー・プラットフォームのシステム更新による

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月7日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 修正①	<p><業務システムの運用における措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②(略) ③(略) ④(略) ⑤(記載なし) ⑥(記載なし) ⑦(記載なし) <移行作業時に関する措置> (略) <ガバメントクラウドにおける措置></p>	<p><業務システムの運用における措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。また、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ②(略) ③(略) ④(略)</p>	事後	中間サーバー・プラットフォームのシステム更新による
令和7年8月7日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 修正②	修正①のとおり	<p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際には、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <移行作業時に関する措置> (略) <ガバメントクラウドにおける措置> (略)</p>	事後	中間サーバー・プラットフォームのシステム更新による
令和7年8月7日	Ⅲ-10 その他のリスク対策	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略) ③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ④(記載なし) <ガバメントクラウドにおける措置> (略)</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略) ③政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ④中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> (略)</p>	事後	中間サーバー・プラットフォームのシステム更新による